

帯広市立西陵中学校 部活動基本方針

1. 部活動の目的

部活動とは、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、心豊かに生きるための資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものである。したがって部活動は、体力や技術の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、生徒同士や教師と生徒との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が、活動を通して自己肯定感を高めたりすることを目的として活動するものである。

2. 学校としての部活動の考え方

「帯広市立学校に係る部活動方針（令和元年9月策定）」に則り、帯広市立西陵中学校では、心身共に成長の著しい中学生期にふさわしい、適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した安全な指導を行う。また、顧問のみならず、地域の外部人材を活用することにより、指導体制の充実を図る。

3. 基本方針

(1) 設置する部活動（令和5年度）

運動部・・・ 野球部（男女）、サッカー部（男女）、ソフトテニス部（男女）、バスケットボール部（男女）、バレー部（女）、バドミントン部（女）、卓球部（男女）、陸上競技部（男女）
文化部・・・ 吹奏楽部（男女）、美術部（男女）

(2) 部活動に関する連絡・相談窓口

相談・要望は、下記の連絡先に提出することとする。

〒080-0028

帯広市西18条南2丁目2番地 帯広市立西陵中学校

☎ 0155-33-3007 FAX 0155-33-9249

担当 佐藤 範彦（教頭）

(3) 活動時間及び日数

- ① 平日の活動時間の目安は、2時間程度とし、土・日、祝日の活動時間の目安は、3時間程度とする。
- ② 各部顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせる。また、各部で作成した活動計画は、校長に提出し、校長は各部の活動について把握、指導、是非を行う。
- ③ 土・日、祝日のいずれかにおいて1日以上、また、平日は各部で設定する1日以上を休養日とし、週2日以上を休養日とする。なお、週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週の週末または祝日に振り替えることを基本とする。ただし、大会等で休養日がとれない場合は、長期休業中に振り替える。
- ④ 中体連、中文連が主催する大会等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合は、長くとも平日3時間程度、学校休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間以内とする。
- ⑤ 本市の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は①～③の基準を原則とするが、原則通り運用することが困難と認められる場合は、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のような実施の仕方もあると考えられる。

※ 休養日は、平日または休業日を問わず、少なくとも週1回以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上を原則とすること。（「帯広市立学校に係る部活動方針」令和元年9月 P12 エ）に記載） ただし校長は、常に休養日の状況確認を行うこととする。

⑥定期テスト（中間テスト、期末テスト、学年末テスト）実施日の3日前から、活動を停止する。

⑦長期休業中の活動については、1日の活動時間を3時間程度とし、休養日については、学期中に準じた扱いとする。

⑧体育館の使用については、次の時間帯において交代するものとする。なお、割り当てについては、体育館を使用する部活動顧問で調整する。

<平日> 前半 15:50~17:30（放課後すぐ活動開始）

後半 17:30~19:00（一度帰宅し、活動時間に合わせて登校）

<土・日、祝日、長期休業中>

①9:00 ②12:00 ③15:00（3交代）

（4）その他

- ① 活動時の服装は、原則として体育科授業時の服装とする。ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものには、部内で指定されたものを着用する。
- ② 携帯電話およびスマートフォンについては、部活動での使用を原則禁止する。

4. 部活動への入部・退部について

（1）入部について

- ① 2～3年生の部活動加入希望者は、保護者の承認のもと、「部活動入部申込書」を担任もしくは部活動顧問に提出し、入部が認められる。1年生の途中から入部する場合も同様である。
- ② 1年生の部活動加入希望者は、4月の仮入部期間（4月3週まで）を経て、保護者の承認のもと「部活動入部申込書」を担任もしくは部活動顧問に提出し、入部が認められる。

（2）退部について

- ① 退部を希望する場合は、まずは保護者や顧問、担任と相談した後に、保護者の承認のもと「部活動退部届」を顧問に提出し、退部が完了する。

5. 指導・運営に係る体制について

（1）顧問・指導者の配置について

- ① 生徒や教師の数などを踏まえ、適切な数の部活動を設置する。
- ② 長時間勤務の解消などの観点から、部活動ごとに複数の顧問を配置できるよう体制を整える。

（2）顧問・指導者の身分

- ① 部活動は、勤務時間外の活動でもあるため、必ずしも教師は指導者となるものではない。
- ② 全日本中学校体育連盟の大会出場規定に、「引率は当該校の教諭でなければならない。」と定められていることから、学校体制として、校長が教師に顧問を依頼する。
- ③ 部活動指導において、顧問の中には、その種目や活動を専門に経験していない者もいることを保護者に周知し、協力と理解を得る。